

「JPAo002 株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年5月15日～令和元年6月13日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

意見・情報の概要	食品安全委員会の回答
<p>「本飼料添加物中に組換え体由来の新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに起因する成分が、畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられない。」とされていますが、人為的に作成された遺伝子組換え物質を長期的に摂取した場合でも、ここまで言い切れるのでしょうか？「当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断」するのは家畜およびそれを食するヒトの健康をリスクにさらすのではないのでしょうか？</p>	<p>食品安全委員会はその時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています（食品安全基本法第11条第3項）。</p> <p>本飼料添加物については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき、評価を行っています。</p> <p>評価においては、宿主の安全性、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から産出される可能性のある有害タンパク質等について検討し、新たな有害物質が生成されないことを確認しております。</p> <p>なお、一般的に、摂取された飼料のタンパク質は、家畜の消化管内でアミノ酸等に分解されること、また、平成12年度より社団法人日本科学飼料協会で実施されたトウモロコシ、大豆の組換え飼料の家畜への給与試験において、いずれの遺伝子及び新たに産出したタンパク質も肉、乳、卵等の畜産物中から検出されなかったと報告されていること等を踏まえて、畜産物中に新たな有害物質が</p>

	<p>移行することはないと考えました。</p> <p>以上を踏まえて、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について摂取するヒトへの安全上の問題はないと評価しました。</p> <p>家畜への影響に関する御意見については、当該評価を行っている農林水産省へお伝えします。</p>
--	--

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。